

同和対策施策の見直しについて

答 申

平成22年12月27日

草津市同和対策施策見直し検討委員会

目 次

はじめに

1	委員会設置の意義について	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	設置の目的	1
2	検討の進め方について	2
(1)	検討に当たって心がけた内容	2
(2)	会議の運営等の状況	2
3	見直しの視点について	3
(1)	同和問題の解決につながっているか、また有効な施策か	3
(2)	市民に理解の得られる施策か	3
(3)	一般施策として対応できる施策か	3
4	同和対策施策の見直し結果について	4
	【 個人給付的施策について 】	4
	【 特別対策施策について 】	1 1
5	その他	1 6

<資料>

資料1：草津市同和対策施策見直し検討委員会設置要綱

資料2：委員会・専門部会の開催状況

資料3：個人給付的施策一覧表（見直しの結論）

資料4：特別対策施策一覧表（見直しの結論）

はじめに

草津市同和対策施策見直し検討委員会（以下「委員会」）は、平成22年5月草津市長から、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」）」（昭和62年法律第22号）失効後も、今日まで継続している同和対策施策について、全般的に見直すように諮問を受けました。

その目的は、同和問題の早期解決に向けた視点で、施策の一般施策化、施策の社会的合意、公平性等の観点から、これまでの「同和対策施策の根本的な見直し」を行うことでした。

委員会では、審議に先立って市内の関係4地区の視察を行い、地区の歴史、現状と課題等について説明を受けました。

また、委員会では、地区住民の皆さんから、生活や福祉についての要望、人権のまちづくりについての展望も具体的に語っていただきました。

そして、委員会では、平成20年度に実施された「同和問題に関する市民意識調査」および「地域福祉と人権のまちづくり総合実態調査」の結果についても、資料に基づいて詳しい報告を受けました。

審議にあたりましては、討議の内容を深めるため、福祉・就労部会と教育・その他部会の二つの専門部会に分かれて行いました。両部会でそれぞれ審議を重ね、種々検討を行った結果、「個人給付的施策」、「特別対策施策」について、下記のとおり見直し案を取りまとめましたので、ここに答申します。

市においては、この答申を尊重し、同和問題の早期解決に向けて、課題となっている教育、啓発等について、なお一層努力されることを期待します。

また、関係者においても、全国水平社以来の伝統的な基本精神である「自力・自闘（自分たちで力を付け、自分たちで立ち上がる）」を基本にして、リーダーの人材育成を図りながら、部落の完全解放に向けて努力されることを心から切望します。

すべての住民が生きがいを感じ、明るい展望をもてる世の中にする事、それが私たちの共通の目標であります。

1 委員会設置の意義について

(1) 設置の経緯

草津市では、「地対財特法」が平成14年3月末をもって失効したあとも、同和対策施策として継続してきた事業について、社会や時代の変化に適合した是正措置を実施し、今後の新しい方向を見定めるため、委員会を設置しました。

設置にあたりましては、同和問題の解決が国民的課題であることから、市民とともに考えるために、すべての関係資料を公開し、市民にも委員会に参画していただきました。(資料1参照)

- | | |
|----------|-------------|
| ・ 委員会の設置 | 平成22年4月1日 |
| ・ 委員の委嘱 | 平成22年5月11日 |
| ・ 第1回会議 | 平成22年5月26日 |
| 委員会 | 計5回開催 |
| 専門部会 | |
| 福祉・就労部会 | 計3回開催 |
| 教育・その他部会 | 計4回開催 |
| | (詳細は資料2参照) |
| ・ 市長への答申 | 平成22年12月27日 |

(2) 設置の目的

草津市では、同和地区住民の自立自尊意識の向上と生活のより一層の安定を図ることを目的に、教育、福祉、就労等の課題の残る分野において、「個人給付的施策」として12事業、「特別対策施策」として12事業を経過措置として実施してまいりましたが、これらの同和対策施策について、今日的な視点で改めて点検を行い、必要な改善および見直しを行うことを決めました。

2 検討の進め方について

本委員会は、5月から12月までの8か月にわたり、草津市としての自主性、主体性をもちながら、市民全体への情報流通の透明性・公平性を配慮し、社会的施策の公正・中立性の確保を図りながら討議してまいりました。さらに、同和問題の歴史的経過を踏まえて、今日的な視点で検証を行い、個人給付的施策および特別対策施策の今後の施策の方向性を取りまとめました。

(1) 検討に当たって心がけた内容

- ① 同和地区の歴史を改めて勉強する。
- ② 同和地区のフィールドワークおよび地区住民の願いや思いを聞く。
- ③ 議論を深めるため、二つの専門部会を設置する。
- ④ 委員の構成については、学識経験者、各種団体の代表、当事者（草津市同和事業促進協議会からの代表）、公募の市民にも参画いただき総合的に議論する。
- ⑤ 会議は全市民に公開とする。

(2) 会議の運営等の状況（資料2参照）

第1回会議において、「会議の運営について」と「検討の進め方」を審議しました。第2回、第3回会議では、4地区を視察し、部落の歴史を学び、地区住民の願いや思いを聴き、生活環境等の実態について理解を深めました。特に地区住民の声として、「私たちは、施策を欲しいと思ってません。差別をなくしてほしいんです。」という言葉が強く印象に残っています。

また、各施策の具体的な方向性の審議につきましては、福祉・就労部会、教育・その他部会の二つの専門部会を設置し、担当職員の出席を求め、委員からの質問や担当職員からの意見陳述等を行い、委員の施策への理解を深めた上で、今後の方向性について審議を行いました。

第4回会議では、各専門部会からの審議の経過や結果の報告をしました。また、見直しの結論として終期を設定するものについて、2年の終期を設定しました。最後に、第5回会議で答申の取りまとめを行いました。

3 見直しの視点について

見直しにあたっては、市民への説明責任を果たすため、次の三つの視点を念頭において、見直しを進めました。

(1) 同和問題の解決につながっているか、また有効な施策かどうか

草津市では「地対財特法」失効後も、経過措置として、教育、福祉、就労等の課題の残る分野において、各種の同和対策施策を継続してきましたが、これらの施策が同和問題の解決につながっているのか、有効な施策として機能しているのか、今日まで施策の取組の実情から判断をして見直す。

(2) 市民に理解の得られる施策かどうか

市が行う施策については、法令等に基づいて、行政としての自主性と主体性をもって公平に行われること（公平の原則）が必要です。

市民の価値観が多様化している中で、現在の同和対策施策を継続していくためには、多くの市民の理解がどうしても必要であり、各施策について、市民の理解が得られているのか、多面的な角度から判断をして見直す。

(3) 一般施策として対応できる施策かどうか

草津市としては、すでに平成18年10月の「同和行政の取組姿勢について」においても、一般施策への移行等を基本に見直しを進める方向性が示されています。

現在、実施されている施策の中で、施策の対象者を絞り込んだ中で、市民生活の現状に適した内容で、一般施策として事業展開できるものがないのか、広く市民生活を支える事業として継承できるかどうか、財政力も考慮し、前向きな判断をして見直す。

4 同和対策施策の見直し結果について

委員会で審議の対象となりました個人給付的施策 12 施策および特別対策 施策 10 施策について、見直しをしました結果は以下の通りです。

【 個人給付的施策について 】

1 保育料減免

<事業概要> 平成21年度決算額 2,432,250円

歴史的、社会的な理由により、生活環境の安定向上が阻害されている同和地区内住民の保護者に対して、保育料の減免措置を講じることで、乳幼児の福祉増進と保護者の就労確保に寄与することを目的としている。

保育所に入所した同和地区の児童の保護者に対して、所得階層により、35%または40%の保育料の減免を行っているものです。

<結論>

平成23年度末まで現施策を継続し、その間、低所得者に限定するなど、一般施策化に向けての条件整備を行い、平成24年度から一般施策化すべきである。

<理由>

保護者負担を軽減するため、保育料については、市は既に国の基準額より一般施策として軽減措置を実施していることから、さらに上乗せした減免措置については原則廃止すべきである。

地域や対象者を特定した事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。ただし、低所得世帯に対する子育て支援の観点から、保育料の減免の範囲を検討し、平成24年度から一般施策化すべきと考える。

2 特別敬老祝金支給

<事業概要> 平成21年度決算額 1,410,000円

同和対策事業として環境整備が進められる中、生活環境は年々改善されてきたが、部落差別により、現役時代に不安定な就労を余儀なくされたため、

老後は、一般地区の高齢者と比較して、相対的に同和地区の高齢者は低所得であった。このことから、同和地区に居住する高齢者の長寿を祝い、敬意を表し、地域福祉の推進を図るため、一般施策で実施している長寿祝金とともに特別敬老祝金5,000円を支給しているものです。

<結論>

平成22年度をもって廃止すべきである。

<理由>

平成22年度から一般施策として実施されている長寿祝金が、対象者と支給額が大幅に縮小されたことから、地域や対象者を特定した当該事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

3 重度心身障害者（児）福祉医療費助成

<事業概要> 平成21年度決算額 507,648円

高度経済成長のなかで、医療費の上昇が、社会的、経済的に弱い立場にある者にとって、経済的・精神的に大きな負担となったことを受けて、滋賀県において、昭和48年10月1日に福祉医療費助成制度が創設された。市においても県の制度を一部拡大し、市の単独制度として実施し、医療費にかかる負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るものである。

同和地区住民で身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者手帳4級に該当する者（所得制限あり）の医療費を助成しているものです。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

重度心身障害者（児・老人）福祉医療費助成制度は、身体障害者手帳3級保持者までを対象として、市と県の一般施策としての助成事業がある。この事業に連動した市独自の制度として、地域や対象者を特定した当該事業については、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

4 重度心身障害老人福祉医療費助成

<事業概要> 平成21年度決算額 807,401円

昭和58年2月1日に老人保健法が施行され、今まで医療費負担がなかった70歳以上の者に、医療費の一部負担が発生することになったことから、その一部負担金を助成し、医療費にかかる負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るものである。

同和地区住民で後期高齢者医療制度の該当者で身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者手帳4級に該当する者（所得制限あり）の医療費を助成しているものです。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

重度心身障害者（児・老人）福祉医療費助成制度は、身体障害者手帳3級保持者までを対象として、市と県の一般施策としての助成事業がある。この事業に連動した市独自の制度として、地域や対象者を特定した当該事業については、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

5 精神障害者精神科通院医療費助成

<事業概要> 平成21年度決算額 28,583円

精神障害者の家族会からの要望等により、平成14年8月1日から県制度とて、精神障害者保健福祉手帳1級および2級所持者に対して、精神科通院医療費の助成制度が創設された。市においても県の制度を一部拡大し、市の単独制度として実施し、医療費にかかる負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るものである。

同和地区住民で精神障害者保健福祉手帳3級を所持し、自立支援医療（精神通院医療）の受給者（所得制限あり）の医療費を助成しているものです。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

精神障害者精神科通院医療費助成事業は、精神福祉手帳2級までの自立支援医療（精神通院）受給者を対象として、市と県の一般施策としての助成事業がある。この事業に連動した市独自の制度として、地域や対象者を特定した当該事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

6 老人福祉医療費助成

<事業概要> 平成21年度決算額 3,136,559円

高度経済成長のなかで、医療費の上昇が、社会的、経済的に弱い立場にある者にとって、経済的・精神的に大きな負担となったことを受けて、滋賀県において、昭和48年10月1日に福祉医療費助成制度が創設された。市においても県の制度を一部拡大し、市の単独制度として実施し、医療費にかかる負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るものである。

同和地区住民で65歳から69歳までの方（所得制限あり）の医療費を助成しているものです。

<結論>

制度の年次切り替え時期となる平成23年7月末で廃止すべきである。ただし、現に受給されている方については、70歳になるまで経過措置を講じるべきである。

<理由>

老人福祉医療費助成事業は、県制度による一般施策として、住民税非課税世帯に対する助成事業があり、この事業に連動した市独自の制度として、地域や対象者を特定した事業については、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

7 自動車運転免許取得補助

<事業概要> 平成21年度決算額 3,113,400円

長い間の就職差別により不安定就労者が多い実態に鑑み、同和地区住民の就労の安定を図るため、自動車運転免許を自己資金で取得することが困難である者に対し、必要基本経費の3分の2を限度として補助しているものです。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

運転免許は、あくまで就職するためのひとつの条件であり、免許を持っていても、必ずしも仕事につけるものでもない。補助額も高額であり、地域や対象者を特定した当該事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

8 職業訓練受講奨励金支給

<事業概要> 平成21年度決算額 127,600円

長い間の就職差別により不安定就労者が多い実態に鑑み、同和地区住民で、経済的により職業訓練等を継続して受けることが困難な者（所得制限あり）に対し、職業訓練等経費の5分の4（上限額：20万円）を支給しているものです。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

地域や対象者を特定した事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

なお、上記の「自動車運転免許取得補助」および「職業訓練受講奨励金支給」については、今日の経済状況、就労状況を考えた場合、就労困難者に対する新たな一般施策としての就労支援施策の導入について検討すべきと考える。

9 修学援助資金給付

<事業概要> 平成21年度決算額 3,953,400円

社会に貢献しうる有為な人材を育成するため、同和地区住民で、学校教育法に規定する高等専門学校、専修学校、大学に修学しようとする者で、就学することが経済的に困難な者（保護者の所得制限あり）に対し修学援助金を

給付しているものである。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。ただし、最終年度の給付対象者については、修学を終了するまで、経過措置を講じるべきである。

<理由>

昭和47年から当該施策を実施してきて進学率も一般地区との較差が縮小してきており、所期の目的は達成したと考える。

地域や対象者を特定した事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

10 固定資産税（都市計画税）減免

<事業概要> 平成21年度決算額 11,240,500円

昭和48年度より、同和地区住民が、厳しい部落差別によって教育や就労の機会均等が完全に保障されていなかった結果、所得が低い状態におかれ、生活の安定が困難であった実態に加え、環境改善事業の実施に伴う住環境整備や持家制度の促進等により、急激に上昇する固定資産税の負担を軽減するため実施してきた。制度開始以降、対象となる資産や減免率等の見直しが行われ、現行の制度では、同和地区に住所を有する者のうち、当該地域内に所有する固定資産（居住用資産および農地のみ、事業用資産をのぞく。）に対する固定資産税（都市計画税）を30%減免しているものです。

<結論>

段階的に制度を縮小し、平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

環境改善事業の実施に伴う住環境整備や持家制度の促進等による急激に上昇する固定資産税の激変緩和措置として実施してきた。その制度の主旨からして、この施策は役割を終えたと考える。

また、地域や対象者を特定した事業は、地方税法の趣旨である「固定資産税は固定資産そのものの価値に着目して、所有者に課税するものである」ことや「同一価値の固定資産を所有者によって異なる税負担を求めることは適当ではない」、「減免は徴収猶予や納期限の延長等によって救済されない場合の措

置」であることに鑑み、公平な税負担の原則からも、廃止すべきものと判断する。

なお、当部会の付帯意見としては次のとおりである。

- ・納税に係る相談については、個々の具体的なケースに応じて、相談に応じるなどきめ細かな対応をすること。

1 1 生活安定資金貸付

<事業概要> 平成21年の決算額 6,150,750円

就労の安定を欠く同和地区の低所得世帯者を対象に、一時的に資金を必要とするとき、各地区生活安定資金利用者組合を通じて、生活安定資金を貸し付けるものです。

<結論>

関係団体と協議しながら段階的に縮小し、平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

地域や対象者を特定した事業は、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。

廃止するにあたり、当該制度の利用者に対して、他の貸付制度などの紹介や手続き方法など周知に努めることが望まれます。

1 2 中小企業者支払利子補給補助

<事業概要> 平成17年度から休止中

同和地区に居住する中小企業者の育成を図るため、市・県の公的制度融資の利用事業者で、約定通り返済している者に対し、その支払利子の一部を補助しているものです。

<結論>

平成22年度をもって廃止すべきである。

<理由>

現在、当該施策の利用者が1名であり、平成22年11月で利子の返済が完了した。今日の低金利時代において、この施策は不要と考える。なお、経済情勢が変わり、高金利となったことを想定し休止という意見もあったが、その時点で、その時代に応じた施策を一般施策として検討すべきである。

【 特別対策施策について 】

1 自主活動事業

<事業概要> 平成21年度決算額 6,758,000円

部落解放のための意欲および実践力を養うため、差別による格差や心理的差別の解消に向け、確かな学力をつけ教育上の課題を解決を図るため、また、共に支え合い、差別に負けない仲間づくりをすすめるため、同和地区の児童および生徒を対象に、教育集会所、隣保館において、自主的な仲間づくり活動および学習活動の指導を行っているものです。

<結論>

継続すべきである。なお、一般施策に向けて、対象の範囲を広げるとともに、地域におけるボランティア等による自主活動事業の運営を視野に入れるなど、自主自立を図るための人材の育成が望まれる。

<理由>

魅力のある自主活動事業にしていくには、対象の範囲を広げるとともに、教師だけでなく、自主活動の経験のあるOBなどボランティアを活用し、地域の自主自立を図っていくための運営が望まれる。このことから、対象範囲の検討とボランティアの指導者の育成が急務であると考えられる。

2 訪宅指導

<事業概要> 平成21年度決算額 1,596,000円

同和地区の児童および生徒の家庭を訪問し、児童等の生活実態、教育上の諸問題等について指導をしているものです。

<結論>

訪宅の内容や対象を見直し、一般施策として継承すべきである。なお、謝金については廃止すべきである。

<理由>

同和地区の児童・生徒だけでなく、一般地域においても、学校や家庭で課題のある児童・生徒について、子どもの背景にある家庭環境等を把握していくことが必要と考える。このような児童・生徒を指導していくのは、教育の一環であり、一般施策化が望まれることから、昭和57年9月に制定されている「訪宅指導指針」を見直して、一般施策化して対応していくことが必要である。

3 自主活動学級促進事業

<事業概要> 平成21年度決算額 457,552円

バス通学の導入により自主活動学級への参加の促進を図るため、遠距離通学をする児童に対する通学費補助の自己負担額の2分の1を補助しているものです。

<結論>

平成24年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

自主活動学級への参加促進を図るためには、児童、生徒がより魅力を感じる内容のカリキュラム編成や運営を工夫すべきと考える。したがって、当該事業の効果や、公平の原則から廃止すべきものと判断する。

4 通学支援事業に伴う新田会館前バス停管理業務

<事業概要> 平成21年度決算額 600,000円

平成17年度に草津市通学支援事業が開始されましたことに伴い、「新田町教育を考える会」にバス停の管理を委託しているものです。

<結論>

保護者の協力を得る方向で調整し、速やかに廃止すべきである。

<理由>

周辺の道路整備によって、バス停留所付近の交通量は当該事業開始時と比較し激減した状況にある。また、児童の通学時の安全確保は、保護者と地域のボランティアなどで対応すべきものであると考える。今後は、保護者の協力や子どもたちを地域で守る仕組み作りが必要である。

5 住民交流啓発事業委託

<事業概要> 平成21年度決算額 8,400,000円

同和問題の解決に向けた諸事業の展開について、草津市同和事業促進協議会に委託しているものです。

<結論>

関係団体と調整して委託事業の内容を見直し、委託業務を縮小し、効果的な事業展開をすべきである。

<理由>

関係団体に再委託している状況から、今後、委託内容の変更や縮小を含め事業の適正化について十分検討し、同和問題の解決に向け、さらに周辺地域を含めた事業展開をすべきと考える。

6 分譲地残地等における住民駐車場貸付

<事業概要> 平成21年度決算額 896,540円

環境改善整備事業等で生じた事業残地等を、地域での不法駐車対策として、特別に配慮した貸付基準により安価な価格で、町内会用駐車場として貸し付けているものです。

<結論>

普通財産貸付基準に基づき貸し付けるべきである。

<理由>

貸付にあたっては、公平の原則から、一般地区と同じ貸付基準により貸付すべきである。

なお、駐車場の管理運営等については、地元町内会と十分協議が必要である。

7 隣保館での各種講座実施時の材料費等経費の公費補助事業

<事業概要> 平成21年度決算額 497,000円

過去の同和地区に対する差別により、教育環境や就労環境が悪化したことや地区外の講座を受講することが困難な状況におかれた経緯から、教育的文化的事業に積極的に参加できる機会を提供するため、隣保館事業の各種講座において、同和地区住民が受講される場合、材料費等経費の3分の1を補助しているものです。

<結論>

平成22年度末をもって廃止すべきである。

<理由>

同じ講座に参加しながら地区住民は3分の1の補助、地区外住民は全額自己負担であると差をつけることは、公平の原則から、廃止すべきものと判断する。講座が開始されて以来、三十数年が経過しますが、最近では参加者が固定化するなど課題もでてきている。今後は、隣保館をもっと活性化し、多くの方が参加していただけるような魅力ある事業として再構築されることが必要である。

8 家庭支援推進保育士配置

<事業概要> 平成21年度 保育士8名加配

児童の福祉の増進を図るため、同和地区の児童および家庭環境に配慮を必要とする児童の保育所等に対して保育士を加配しているものです。

<結論>

課題のある児童に対する家庭支援推進保育士として、引き続き継続すべき

である。

<理由>

当該事業は、地域や対象者を特定した事業として実施されてきたが、この制度の趣旨は、家庭に課題のある児童に対して、市域全体の保育の向上と市民生活の福祉の向上に役立つ制度として位置付けられることから、一般施策化されている現在の事業を引き続き継続すべきものであると考える。

9 市立幼稚園同和教育加配教員配置

<事業概要> 平成21年度 幼稚園教諭4名加配

市内の3園（老上幼稚園、山田幼稚園、常盤幼稚園）に、同和教育を推進するため、幼稚園教諭を加配しているものです。

<結論>

課題のある子どもに対する家庭支援推進教員として名称を改め、一般施策化すべきである。

<理由>

当該事業は、地域や対象者を特定した事業として実施されてきたが、「9 家庭支援推進保育士配置」と同様に、一般施策として発展的に継承すべきものであると考える。

10 旧地域改善向公営住宅の入居

<事業概要>

旧地域改善向公営住宅入居の募集にあたり、一般公募をしないで、同和向け公営住宅として、同和地区住民のうち住宅に困窮している者を対象に募集をしているものです。

<結論>

地域改善向けの目的を廃止し、一般公募で募集すべきである。

<理由>

一般の公営住宅と同和向け公営住宅の応募倍率を比較すると、一般公営の倍率は高く、入居しにくい状況にある。昨今の経済状況や住宅事情からして、同和地区内の同和向け公営住宅の公平性の観点から一般施策化すべきものと判断する。

5 その他

審議案件の取り下げ

「就労対策推進事業（大型共同作業場）」

「住宅集会所管理」

上記の2施策については、関係団体と協議して、今後の方向性を決めることになりました。